

【連絡先】 携帯 090-5677-3333 (林まで)

E-mail:r-hayashi@liberty1.co.jp

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県議会



公式ホームページ

経歴

学歴	和歌山工業高等学校建築科卒業 和歌山県美容専門学校(現・IBW美容専門学校)通信課程卒業 関西大学経済学部経済学科卒業 法政大学通信教育部文学部地理学科卒業 東京通信大学人間福祉学部人間福祉学科卒業 立命館大学大学院政策科学研究科博士前期課程修了(政策科学修士) 和歌山大学大学院システム工学研究科(都市計画研究)博士後期課程単位取得後満期退学
所属会	日本建築学会会員、日本不動産学会会員、社会福祉士会会員、日本ファイナンシャルプランナーズ協会会員
職歴	証券会社、外資系保険会社、会社役員、民間職業訓練機関講師業、和歌山市議会議員
資格・特技	社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント、CDA、職業訓練指導員免許、教員専修免許(社会・公民) 証券一種外務員資格、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、管理業務主任者、貸金業務取扱主任者 測量士補、管理美容師、調理師、潜水士、スキューバダイビングインストラクター(PADI) 1級小型船舶操縦士、将棋六段(将棋普及指導員)、無人航空機操縦技能(JUIDA)

県議会所属委員会 総務委員会、人権・少子高齢化問題等対策特別委員会、決算特別委員会

令和8年2月定例会 一般質問 (一部抜粋要約)



一般質問の様相

【金融教育の充実と外部人材の活用について】

【質問】

金融教育の充実と外部人材の活用について、お伺い致します。

私たちが日々の生活を送る上で、お金との関わりは切っても切り離せないものです。私自身、**ファイナンシャル・プランナー**や**証券外務員1種資格**保持者として、日頃から経済動向を注視しておりますが、私たちを取り巻く環境は変化し続けています。

例えば、令和6年に始まった新NISAは国民の資産形成への関心を一気に高め、さらに18歳未満への「こどもNISA」が開始される見込みとなるなど、子供達に直接関係する状況にもなっています。

また、民法改正による成年年齢の18歳への引き下げにより、高校在学中に成年に達し、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになっていきます。

これからの時代を生きる子供達にとって、「お金をどう管理し、将来に向けてどう育てていくか」という資産形成についての視点と正しい知識は欠かせないと考えます。

学校では、子供達は発達段階に応じて金融について学ぶと聞いています。例えば小学校では、生活と結び付けて「お金の使い方」として計画的な買い物の仕方について学び、中学校では株式投資や金融商品について、高等学校では、ライフプランニングや資産形成について学習すると聞いております。

私自身、**ファイナンシャル・プランナー**として痛感するのは、**ファイナンシャルプランニング**についての知識は「一度学べば終わり」ではなく、制度改正や経済情勢に合わせて常にアップデートが、必要な専門性の高い分野であるということです。

日本証券業協会金融・証券教育支援センターが事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」が金融経済教育についての調査を、令和4年に中学校について、令和5年には高等学校について行っていますが、その調査では高校教員の88%、中学校教員の90%が金融経済教育を学校で行うことが一定程度必要であると回答する一方で、金融経済教育を授業で取り扱う際に難しいと感じることとして「教える側の専門知識が不足している」という回答

が概ね半数の教員から寄せられており、学校で生徒に教える立場の教員もその専門性の高さに苦慮している状況が見て取れます。

こうしたことから、令和6年に設立された「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」等の公的機関との連携や、専門知識を持つ外部人材との連携をより進めていく必要があるのではないのでしょうか。

現在、**ファイナンシャル・プランナー**の団体である日本ファイナンシャル・プランナーズ協会から私のところに、金融教育のために無償でインストラクターを学校に派遣する取り組みについて、利用促進を呼びかけてほしいとの要望が寄せられております。

専門家による講義は、生徒の関心を高めるだけでなく、教員にとっても最新の知見に触れる貴重な機会となり、金融教育の充実に直結するものと考えております。

そこで、現在の金融教育における外部人材の活用について伺うと共に、専門的な知見をより一層活用し、金融教育を充実させていくための手立てについて、教育長にお伺い致します。

教育長【答弁】

議員ご指摘の通り、金融を取り巻く環境が変化し続ける中、こどもたちが金融に関する正しい知識と感覚を身につけ、実社会や自分の生き方に結びつける力を養うことは重要であると認識しています。

現在、金融経済教育推進機構J-FLEC等と連携し、専門家を招いた出前授業、ワークショップ等、外部人材を活用した取組を進めています。

県教育委員会としましては、より多くの学校で金融教育における外部人材の活用が進むよう、市町村教育委員会と連携し、各学校へ働きかけをしていきます。

児童生徒が正しい知識を持って将来へ展望を抱けるよう、関係機関を通じて専門家を積極的に活用するとともに、教員の専門性の向上にも努め、金融教育を充実して参ります。

【成年後見制度について】

【質問】

成年後見制度について、お伺い致します。

私は**社会福祉士**、**精神保健福祉士**としても、活動しておりますが、和歌山市が申立人となり、私が**社会福祉士**の成年後見人として、家庭裁判所から受任しているケースもあります。

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が低下した人や、精神・知的障がいのある人などの財産管理や介護・福祉サービスの手続きを成年後見人が代理で行い、不当な契約などから本人を守る制度です。全国的に高齢化社会が進み、認知症高齢者や単身の高齢者が今後ますます増加することが見込まれる状況です。

国は、平成28年に成年後見制度利用促進法を制定し、成年後

見制度利用促進基本計画を策定しました。県や市町村では、国の基本計画にそって利用促進や体制整備の取り組みが進められてきたと認識しています。

令和3年2月定例会において、中西徹議員が成年後見制度の利用促進に関する県の取組状況について質問され、福祉保健部長からは、制度周知と利用促進に向けた取組を進めていく旨の答弁がありました。

しかしながら、依然として、県民への制度周知が十分でなく、どこに相談してよいか分かりにくいといった声や、制度を利用する際に発生する費用の負担が大きいといった課題が指摘されています。

特に、制度を利用することで発生する成年後見人への報酬などに対する助成制度については、制度自体は全市町村に設けられているものの、身寄りのない方や親族による申し立てが難しい場合に市町村長が代わって成年後見の申し立てを行うケースのみを助成対象にして、本人や親族が制度の利用を申し立てる場合は、助成対象外としている市町村があります。

これでは、住んでいる地域によって、制度の利用のしやすさに差が生じ、公平性の観点から問題があるのではないのでしょうか。また、成年後見制度が普及しない一因にもなっているのではないかと考えます。そこで、福祉保健部長にお伺い致します。

まず、和歌山県における成年後見制度の利用者数はどのようになっていますでしょうか、

また、県民への周知や利用促進に向けどのような取組をしているのか、市町村間における助成制度の格差について、県はどのように認識しているのか、併せてお伺い致します。

## 福祉保健部長〔答弁〕

### (1) 制度の利用者数

まず、県内における成年後見制度の利用者数については、令和7年4月1日時点で、1,847人となっています。

### (2) 周知、利用促進への県の取組について

県民への制度周知の取組としましては、県社会福祉協議会と連携して、ホームページや広報誌などを通じた広報啓発活動を行っています。

また、利用促進に向けては、市町村や市町村社会福祉協議会等における制度運用の円滑化を図ることが重要であると考え、その一環として、弁護士等の専門職をアドバイザーとして市町村等へ派遣するとともに、関係職員を対象とした研修会を毎年実施しております。

### (3) 助成制度の市町村間の差についての認識について

議員御指摘の市町村間における助成制度の格差について、本人や親族等からの申し立てを助成制度の対象外としている市町村は、令和7年4月1日時点で、成年後見人等への報酬に対する助成制度において、高齢分野で7市町、障害分野で5市町あり、利用者の費用負担に格差が生じていると認識しています。

県民誰もが必要なときに成年後見制度を利用できるようにするためには、助成制度の利用対象を拡大することが不可欠であることから、引き続き、これらの市町に対して、様々な機会を捉えて、働きかけて参ります。

## 【介護離職の防止のための県の取組について】

### 【質問】

介護離職の防止のための県の取組について、お伺い致します。

私は、政治家になる以前から、**キャリアコンサルタント**として、職業訓練等による失業者対策、個別面談を通じて相談者のキャリアサポートをしておりますが、相談内容の中には、仕事を取れば

良いのか、介護を取れば良いのか等、相談に乗ることがありますし、そういった介護に関する相談内容は、**キャリアコンサルタント**国家資格の実技試験の頻出問題であり、難しい問題でもあるということです。

さて、先日、報道で親などの介護のために仕事を辞めてしまう「介護離職」を防止するために、東京都が令和8年度から介護保険外サービスの利用に係る費用の助成を始めるとの記事がありました。

昨年、令和7年にはいわゆる「団塊の世代」が全員75歳以上の後期高齢者となっており、介護が必要な方が、今後ますます増えていくことが予想されます。同時に、その方々を支える家族の数も増えていくことになります。

そのような状況では、家族の介護を行うために、仕事を辞めてしまう介護離職も増えることが想定されます。介護のために望まない離職をしなければならないことは本人にとっても不幸なことですし、長年勤めてきた従業員がそのような形で離職することは、企業にとっても大きな損失ですので、こういった介護離職を防ぐことが求められます。

そのためには、介護人材を多数確保することはもちろんのこと、親などの介護を行うこととなった場合にも仕事を辞めなくてもいい環境を作っていくこと、つまり介護と仕事を両立できるようにすることが重要であると考えます。

一義的には事業主に、その対応が求められていると考えますが、和歌山県として、介護離職を防止するためにどのように取り組んでおられるのか、商工労働部長にお伺い致します。

## 商工労働部長〔答弁〕

議員ご指摘のとおり、長年経験を積んだ熟練従業員や管理職など企業の中核となる人材はもちろん、日々の業務をともに担う従業員が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとっても大きな損失であり、事業主には、従業員の介護離職を防止するための対応が求められています。

県としましては、労働者の雇用の安定のために、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を事業主が整備することは重要であると考えており、労働セミナーを開催して、育児・介護休業法など、仕事との両立支援に係る関係法令の改正内容や国の助成金制度などの周知・啓発に取り組んでおります。

その結果、令和7年度和歌山県労働条件等実態調査では、介護休業制度を規定している事業所の割合は78.5%となっており、令和5年度と比べ1.1ポイント増加しました。

また、労働者に対しては、家族の介護に直面し戸惑う労働者が気軽に相談できるよう、労働に関する疑問やトラブルについて、専門の相談員に相談できる窓口を設置しています。この相談窓口は、火曜日から金曜日の平日は午後4時から午後8時まで、土曜日及び日曜日は午前10時から午後4時まで開設しています。平日の夜間及び土日に開設することで、労働局の相談窓口が開設していない時間帯も対応できるようにしています。

今後も、県ホームページへの掲載や労働セミナー等のさまざまな機会を通じ、仕事と介護が両立できる職場環境づくりに取り組んで参ります。

